

(参考2)

○酒田市自殺対策計画策定委員会設置規程

(平成30年8月1日訓令第56号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、自殺総合対策大綱及びいのちを支える山形県自殺対策計画を踏まえ、酒田市自殺対策計画を策定するに当たり、酒田市自殺対策計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置し、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 酒田市自殺対策計画の策定に関すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 策定委員会は、別表第1に掲げる委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員長は、策定委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員長が必要と認めた場合は、策定委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(幹事会)

第5条 策定委員会の協議を円滑に推進するため、幹事会を置く。

2 幹事会は、別表第2に掲げる幹事長、幹事をもって組織する。

3 幹事長は、幹事会を招集し、その議長となる。

4 幹事会は、策定委員会所掌事項について委員を補佐する。

5 委員の会議の準備その他必要があるときは、幹事による幹事会議を行う。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、健康福祉部健康課において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか策定委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成30年8月1日から施行する。

別表（第3条関係）

酒田市自殺対策計画策定委員会	
委員長	健康福祉部長
副委員長	総務部長
委員	危機管理監
委員	企画部長
委員	地域創生部長
委員	市民部長
委員	建設部長
委員	農林水産部長
委員	教育委員会教育部長

別表第2（第5条関係）

酒田市自殺対策計画策定委員会幹事会	
幹事長	健康課長
幹事	総務部市長公室長
幹事	総務部人事課長
幹事	総務部財政課長
幹事	総務部納税課長
幹事	地域創生部商工港湾課長
幹事	地域創生部地域共生課長
幹事	市民部まちづくり推進課長
幹事	健康福祉部福祉課長
幹事	健康福祉部子育て支援課長
幹事	建設部土木課長
幹事	農林水産部農政課長
幹事	教育委員会学校教育課長
幹事	八幡総合支所地域振興課長
幹事	松山総合支所地域振興課長
幹事	平田総合支所地域振興課長